

の抑制を図るため」との理由のもとに「現行の定員削減措置に引き続き、新たな定員削減計画を策定」するものとし「非現業の一般の職員については3年間9%程度を目途に削減することとし、その他の特別の配慮を要する職員を含め、非現業職員全体として3年間に5%を上回る削減」を行なうものとする。いわゆる第2次定員削減を行なうことを表明した。

上記のような第2次定員削減構想が実施されるなら、国立大学、国立試験研究機関等（気象庁、国土地理院等研究機関に準ずるものを含む）の研究・教育上いっそう重大な支障をきたし、わが国学術文化の進展にもゆゆしい影響をおよぼすことは明らかである。

よって、本会議は次のとおり申し入れる。

1. 国立大学、国立試験研究機関等の教官、研究員およびその他の職員に対する定員削減は行わないこと。
2. これらの機関における定員外職員の定員化を図ること。
3. 定員外職員は、もしなお存続するとすれば、その待遇の改善を図ること。

8-41

総学庶第523号 昭和46年5月1日

建設大臣 根本龍太郎 殿

日本学術会議会長 江上不二夫

(写送付先：科学技術庁長官、外務、大蔵、および文部各大臣)

建設省建築研究所国際地震工学部の活動の継続について（申入れ）

標記のことについて、本会議第58回総会の議に基づき、下記のとおり申し入れます。

記

建設省建築研究所国際地震工学部（International Institute of Seismology and Earthquake Engineering、通称国際地震工学研修所）は、本会議第32回総会の議による勧告に基づいて、昭和38年から国連特別基金の援助を得て、日本政府とユネスコとの共同事業として発足したものである。

この事業は当初5か年計画として発足したが、その成果が内外から高く評価され、さらに4か年延長され昭和47年8月まで継続することとなっている。

しかし、この事業を、国連特別基金の援助計画が終了した後も、引き続きユネスコとの共同事業として継続させることは、わが国の学術上の国際協力の一つとしてきわめて有意義であり、ユネスコ地震学・地震工学連絡委員会も強く希望しているところである。

本会議は、政府がユネスコと連絡を保ちつつ、標記国際地震工学部の活動の継続に必要な措置をとられるよう申し入れる。